

令和 7 年度第 1 回調布市固定資産評価審査委員会会議録

日 時 令和 7 年 8 月 5 日（火）
午後 4 時

会 場 特別会議室（市役所 5 階）

○ 出席者（敬称略）

委員会委員

松 澤 博
菅 野 秀 樹
柴 田 亮 子
谷 治 博 史
高 徳 信 男
折 田 英 文

事務局（書記）

本 多 崇 史
谷 合 尚
片 桐 千 春

評価庁（資産税課長）

村 上 法 彦
武 井 徹

会議録

（松澤委員長）

それでは、ただいまから、令和 7 年度第 1 回調布市固定資産評価審査委員会を始めさせていただきます。

改めまして、皆さま、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

今年度につきましても、行政委員会としての独立性、公正性に十分留意し、委員会の運営に臨みたいと存じておりますので、どうぞよろしくお願いします。

では、配付資料の確認について、書記よりお願いします。

（事務局）

私から、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の会議次第

次に、資料 1 令和 7 年度 市税当初課税の対前年度比較

次に、資料 2 令和 7 年度 縦覧者数（4 月 1 日～6 月 2 日）

次に、資料 3 令和 7 年度 閲覧者数（4 月 1 日～6 月 2 日）

次に、資料 4 縦覧者数等の推移（昭和 6 2 年度以降）

次に、資料 5 第 7 6 回東京都市固定資産評価審査委員会審査事務協議会定期協議会の開催について（通知）

次に、資料 6 2 0 2 5 年度の研修及び研究大会について（ご案内）

次に、机上に置かせていただきました資料

配付しております資料等の確認は以上となります。過不足等がございましたら書記までお申し付けください。

（松澤委員長）

過不足等は、ありませんか。よろしいですか。

（各委員）

※ なし

（松澤委員長）

それでは、本日の会議の傍聴について確認をしたいと思います。

当委員会の会議は、調布市固定資産評価審査委員会規則第 9 条の規定によりまして、原則公開となっております。本日は、傍聴を希望する方はいらっしゃいますか。

（事務局）

いらっしゃいません。

（松澤委員長）

それでは、このまま会議を進行いたします。

次第の 2 議題の(1)評価庁からの報告事項に移りたいと思います。市税当初課税及び固定資産税の縦覧の状況等について、評価庁より説明をお願いします。

（資産税課長）

はい、資産税課長の村上と申します。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

お手元の資料 1 から資料 3 に沿って、御説明いたします。資料 4 は参考資料として付けておりますので、後ほど御覧ください。

資料 1 をお願いします。こちらは、令和 7 年度の市税全体の課税内訳を記載した資料になります。(1)個人市民税から(4)軽自動車税までございますが、この中の(2)固定資産税と(3)都市計画税につきまして御説明いたします。

はじめに、(2)固定資産税です。

土地・家屋の調定額は、1 6 0 億 5 7 1 1 万円で、前年度と比較して 1 億 9 5 2 5 万円、率にして 1. 2 パーセントの増となっております。令和 7 年度は、土地・家屋の評価額を見直す 3 年に一度の評価替えを行う基準年度の翌年である第二年度となります。令和 7 年度は、土地については、令和 6 年度の評価替

えで評価額が大きく上昇したことにより、負担調整措置を実施しており、調定額も増となっています。家屋については、既存の家屋は昨年度の価格がそのまま据え置かれていますが、そこに新增築家屋の純増分が加わるため、前年度から増となっています。

次に、償却資産の調定額は、14億4372万円で、前年度と比較して、4902万円の増となっております。資産の減価償却に比べ、新規の設備投資が多かったことが増要因と考えられます。

令和7年度の土地・家屋・償却資産の納税義務者数は、7万2619人で、前年度と比較して、223人、率にして0.3パーセントの増となりました。

その下、網掛け部分になりますが、調定額の合計は、175億83万円となり、前年度と比較しまして、

2億4427万円の増、率にして1.4パーセントの増となっております。

続いて、(3)の都市計画税でございます。

調定額は、35億5481万円で、前年度と比較して

4320万円の増となっております。これは、固定資産税と同様、土地については、負担調整措置による増、家屋については、新增築家屋の純増分などにより、前年度から増となっています。

このほか表にあります個人市民税や軽自動車税につきましては、後ほど数字を御参照いただきたくお願いします。

続きまして、資料2をお願いします。土地・家屋の評価額を記載した縦覧台帳の縦覧者数の集計結果でございます。令和7年度の縦覧期間は4月1日から6月2日までであり、土日や祝日を除いた市役所の開庁日に窓口を開設しております。

上段の表左側になりますが、縦覧者数といたしまして、個人・法人別、さらに土地・家屋の内訳を記載しております。縦覧者数は、個人が6人、法人は1人で、合計7人でした。合計の人数を前年度と比較しますと、2人の減となります。

縦覧された固定資産の内訳は、表右側に記載のとおりとなります。

次のページをお願いいたします。資料3です。こちらは、土地・家屋名寄帳及び償却資産課税台帳の閲覧者数の集計についての資料でございます。上段の表左側にある閲覧者数は、個人が417人、法人が85人、合計502人でございます。合計の人数を前年度と比較しますと、6人の増となります。閲覧固定資産の内訳及び期間中の日ごとの集計につきましては、その右側及び下の表に記載のとおりとなります。

資料の説明は以上ですが、固定資産税全般に関する補足説明をさせていただきます。

令和7年度は、3年に一度の固定資産評価替え基準年度の翌年である第二年度となります。今年度は、標準宅地の鑑定評価の実施など、令和9年度に向けた準備をするとともに、令和8年度の課税に向けて、新築家屋の調査や評価計算を行

い、固定資産評価基準に基づく適正な課税を実施してまいります。

本年10月には、国の主導で進められている税基幹業務システムの標準化を控えています。現在、新しいシステムについて、テスト環境での確認作業を行っているほか、運用方法の調整などの対応を行っています。

スムーズに新しいシステムに移行し、標準化以降の課税業務に支障が出ないよう、対応して参ります。

また、税制改正に係る対応については、令和7年度の税制改正では、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置について、申告の手続きを見直し適用期限を延長するなどの改正があり、引き続き適正に対応してまいります。

最後に、固定資産の課税業務は、専門性が高く、複雑化しています。こうした中、課税業務に携わる職員一人ひとりのスキルアップを図ることが大変重要となっています。

引き続き、職員の経験年数に応じた、専門研修の受講や職場内における勉強会を実施し、更なる職務能力向上に努めて参ります。

資産税課からの説明は、以上でございます。

（松澤委員長）

以上で評価庁からの報告が終わりました。これについて、質疑等がありましたら、挙手をお願いします。

（各委員）

※ なし

（松澤委員長）

質問がないようでしたら、評価庁からの報告は終了いたします。

ありがとうございました。

（資産税課長）

ありがとうございました。

失礼いたします。

（松澤委員長）

それでは、会議を再開します。

次に、議題（2）審査申出の件数等について を議題とします。書記より、説明をお願いします。

（事務局）

御手元の資料4を御覧ください。

資料の右下に記載がございますが、本年度につきましては、本日までの間において、審査申出はありませんでした。

説明は以上です。

（松澤委員長）

ただいまの書記の説明について、質疑等がありましたら、挙手をお願いします。

（各委員）

※ なし

（松澤委員長）

次に、議題（3）第76回東京都市固定資産評価審査委員会審査事務協議会定期協議会について を議題とします。説明をお願いします。

（書記）

資料5を御覧ください。議題（3）第76回東京都市固定資産評価審査委員会審査事務協議会定期協議会について、御説明いたします。

本協議会は、東京都多摩地域26市の固定資産評価審査委員会により形成される情報連絡会です。今年度は、国分寺市が幹事市となっておりまして、10月30日木曜日の午後2時から、国分寺市立いずみプラザにて開催されます。

皆様に出欠を確認させていただいた結果、谷治委員と折田委員に出席いただけるということでしたので、当日は宜しくお願いいたします。

なお、協議会の内容につきましては、次回の委員会の場でご報告させていただきます。

説明は以上です。

（松澤委員長）

ありがとうございます。

次に、議題（4）2025年度固定資産評価審査委員会運営研修会について、書記より説明をお願いします。

（書記）

資料6を御覧ください。議題（4）2025年度固定資産評価審査委員会運営研修について説明いたします。

本研修は、オンラインにて行われる研修です。既に委員の皆様を受講の希望を募らせていただきました。その結果、柴田委員と折田委員から受講いただける旨をお知らせいただきました。

12月26日まで視聴が可能となっておりますので、内容につきましては、次回の委員会においてご報告させていただきます。

説明は、以上です。

（松澤委員長）

事務局の説明が終わりました。ただいまの内容について、質問等がありますか。

（各委員）

※ なし

（松澤委員長）

では、次に、議題（5）調布市固定資産評価審査委員会条例の改正について、事務局よりお願いします。

（書記）

固定資産評価審査委員会に対する審査申出については、地方税法第432条第1項により、文書をもって申出をすることができるとされています。

一方、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆる「デジタル手続法」により、他の法令の規定において書面により申請を行うことと規定されているものについて、電子手続により行うことができるとされています。

固定資産評価審査委員会に対する手続にもデジタル手続法が適用されることから、国の通知を踏まえ、審査申し出の手続についても、書面だけでなく、オンラインによる申請等を許容するよう進めて参ります。

具体的には、電子メールによる審査の申出を可能とすることを想定しておりますが、調布市固定資産評価審査委員会条例第4条の（審査の申出）の規定において、「法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出しなければならない。」と規定されており、また、同条において、書面による諸手続が規定されております。

今後、「調布市固定資産評価審査委員会条例」における、書面での手続を求めている規定について、改める必要性が想定されますので、あらかじめ御案内させていただきます。

条例改正については、市議会での審議を経る必要がありますので、準備が整い次第、改めて委員の皆様には御協議をお願いすることとなりますが、御承知お願いします。

以上でございます。

（松澤委員長）

事務局の説明が終わりました。ただいまの内容について、質問等がありますか。

（折田委員）

条例改正はいつ頃行う予定ですか。

（事務局）

早ければ12月ですが、準備が整い次第と考えております。

オンラインに係る手続については、全庁的に見直しを行っております。

そのため、当委員会の条例に限らず、他の条例も含めていつ改正するのが望ましいかについては今後ご相談させていただきながら、進めさせていただきたいと考えております。

（谷治委員）

個別に変更するのではなく、デジタル化される条例を一律に変えられるのでしょうか。

（事務局）

現行の条例の内容と改正（案）をご覧いただいて、進めさせていただきたいと考えております。

(柴田委員)

デジタル化ということですが、構造計算書やA1サイズの大きな図面も電子データで提出されるということでしょうか。

(事務局)

必ず電子データでの提出を求める訳ではなく、これまで書面での提出に限られていたものを電子データでも提出できるようにするものです。

(松澤委員長)

他に質問はよろしいですか。

それでは、最後に、次第の3 次回について、事務局よりお願いします。

(事務局)

次回の委員会の日程についてですが、松澤委員長の委員長としての任期が来年の2月4日までとなっておりますので、その時期に総会を開催したいと考えております。主な議題は、委員長の選挙となります。

開始時間につきましては、午前10時頃から、または午後3時頃から開始させていただければと考えております。

少し先の予定で恐縮ですが、来年1月下旬から2月中旬頃の皆様の御予定はいかがでしょうか。

(松澤委員長)

ただいま事務局から説明がありましたとおり、来年1月下旬から2月中旬頃に次回の委員会を開催したいとのことですが、皆さんの御予定はいかがですか。

(各委員)

※ 日程調整

(松澤委員長)

それでは、ただいま決定しましたとおり、次回の委員会は2月6日金曜日、時間は午後4時からとなりました。会場が決まりましたら、事務局から連絡いたしますので、御参集のほど、よろしくお願いします。

以上で、令和7年度第1回調布市固定資産評価審査委員会を終了します。

皆様、お疲れ様でした。

(閉会)